

高齢者交通死亡事故多発警報が発令!!

令和2年11月30日から12月4日までの5日間に、高齢交通弱者（歩行者、自転車利用者）が死亡する交通事故が3件発生したため、福井県知事が「**高齢者交通死亡事故多発警報**」を発令しましたので、安全運転の徹底をお願いします。

◎ 警報の発令期間

令和2年12月5日（土）～12月14日（月）までの10日間

今回の警報発令対象となる交通死亡事故では、一般道路を歩行中の高齢者が犠牲となりました。

自動車の運転手は、車の進行方向を注視する『前方注視義務』を負っています。この義務を守らず、他人に怪我をさせたり命を奪ってしまうと、「過失運転致死傷」の罪に問われます。

各事業所においては、運転者に安全に対する注意・教育を徹底し、出発前の点呼のみならず、運行途中での業務連絡の際にも「安全運転に関する一声」をかけていただきますようお願いいたします。

・ 警報発令の対象となった交通死亡事故の概要

発生日時	件数	死者数	事故概要
令和2年 11月30日（月） 午後6時25分頃	1	1	道路を直進中の普通乗用車（34歳・男性）と横断中の歩行者（71歳・女性）が衝突した事故 (発生場所：福井市、市道)
令和2年 12月3日（木） 午前8時15分頃	1	1	点滅信号機の設置された交差点を西進中の軽四輪乗用自動車（63歳・女性）が北進中の軽四輪乗用車（52歳・女性）と衝突し、はじき飛ばされた西進車両が交差点角で作業中の歩行者（65歳・男性）に衝突した事故 (発生場所：大野市、市道)
令和2年 12月4日（金） 午後6時30分頃	1	1	信号機のない横断歩道の設置された交差点を西進中の普通乗用自動車（57歳・女性）と横断中の歩行者（87歳・女性）が衝突した事故 (発生場所：坂井市、県道)

※ _____ が死者